

仮設トイレの料金が改正されます。

収集料金の適正化を図るため令和3年4月1日から、工事現場やイベントなどで設置する仮設トイレの収集料金が改正されます。

#### ○改正の対象

工事現場やイベントなど事業を行うために、中間市、遠賀郡の区域内に一時的に設置するトイレの収集が対象です。

※事業所や家庭で常時使用しているトイレは対象になりません。

#### ○適用開始日

令和3年4月1日収集分より適用になります。

#### ○改正後の料金

1回の収集量が288ℓ未満の場合は、一律3,168円となります。

288ℓを超える場合は、これまでどおり18ℓごとに198円で計算します。

改正前	改正後	
18ℓごとに198円	288ℓ未満	288ℓ以上
	3,168円	18ℓごとに198円

#### ○依頼の方法

収集の依頼は収集業者に直接ご連絡ください。依頼時には収集希望日やトイレの設置場所等を確認いたします。状況によっては設置場所の地図や図面を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、急な収集依頼は対応できない場合があります。日数に余裕をもって依頼をお願いします。

※設置場所によって収集業者が変わるため、業者が分からない場合はお問い合わせ先または衛生担当課にご確認ください。

#### ○お問い合わせ先

遠賀・中間地域広域行政事務組合 業務第2課 衛生係

TEL：093-293-3581

FAX：093-293-2162